

リスク管理債権の状況

信用金庫法によるリスク管理債権の開示

信用金庫法に基づくリスク管理債権は、貸出金を対象とし、信用金庫法施行規則第132条に定められた開示内容です。

貸出金

(単位:百万円)

区分	残高(A)	担保・保証(B)	貸倒引当金(C)	保全率 (B+C)/(A)	
破綻先債権	平成28年度	214	155	59	100.00%
	平成29年度	204	188	15	100.00%
延滞債権	平成28年度	15,429	9,744	3,021	82.74%
	平成29年度	13,570	8,733	3,443	89.74%
3ヵ月以上延滞債権	平成28年度	219	157	25	83.39%
	平成29年度	133	71	13	63.40%
貸出条件緩和債権	平成28年度	3,448	1,210	399	46.68%
	平成29年度	3,186	1,185	314	47.08%
合計	平成28年度	19,312	11,268	3,505	76.50%
	平成29年度	17,094	10,179	3,786	81.70%

用語の解説

《破綻先債権》

元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
- ②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
- ④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者

《延滞債権》

未収利息不計上貸出金であって、上記に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものをいいます。

《3ヵ月以上延滞債権》

元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

《貸出条件緩和債権》

上記以外で債務者の経営再建又は支援等を図ることを目的として、金利の減免、元本の返済猶予、債権放棄等、債務者に有利となる取決めを行った貸出金です。

《貸倒引当金》

貸倒引当金については、リスク管理債権の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しています。

《保全率》

それぞれの開示債権の残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

金融再生法に基づく開示債権

金融再生法による債権額の開示

信用金庫法によるリスク管理債権が貸出金を対象とするのに対し、金融再生法「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に基づく開示は、貸出金のほか、貸付有価証券、外国為替、未収利息、仮払金、債務保証見返を含む、より透明度の高い内容となっています。

貸出金及びその他の債権額

(単位:百万円)

区分	開示残高 (A)	構成比	保 全 額			保全率 (B)/(A)	引当率 (D)/(A-C)	
			(B)	担保・保証等による 回収見込額(C)	貸倒引当金 (D)			
金融再生法上の 不良債権	平成28年度	19,387	5.80%	14,826	11,294	3,531	76.47%	43.64%
	平成29年度	17,162	5.10%	14,016	10,207	3,809	81.67%	54.77%
破産更生債権及び これらに準ずる債権	平成28年度	2,026	0.61%	2,026	1,453	573	100.00%	100.00%
	平成29年度	1,791	0.53%	1,791	1,356	434	100.00%	100.00%
危険債権	平成28年度	13,692	4.10%	11,006	8,473	2,533	80.39%	48.54%
	平成29年度	12,050	3.58%	10,640	7,593	3,046	88.30%	68.37%
要管理債権	平成28年度	3,668	1.10%	1,793	1,368	424	48.88%	18.47%
	平成29年度	3,320	0.99%	1,584	1,257	327	47.73%	15.88%
正常債権	平成28年度	314,792	94.20%					
	平成29年度	319,052	94.90%					
合計	平成28年度	334,179	100.00%					
	平成29年度	336,214	100.00%					

用語の解説

《破産更生債権及びこれらに準ずる債権》

破産、会社更生、民事再生等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であり、自己査定における実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権です。

《危険債権》

債務者が経営破綻の状態には至ってないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権であり、自己査定における破綻懸念先に対する債権です。

《要管理債権》

自己査定における要注意先に対する債権のうち3ヵ月以上延滞債権(元金又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している

貸出債権)及び貸出条件緩和債権(経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定などを行った貸出債権)をいいます。

《正常債権》

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」、以外の債権です。

《担保・保証額》

預金・積金、上場株式及び確実な不動産の担保付の貸出残高並びに信用保証協会等の公的保証機関等による保証付の貸出残高を記載しています。

《保全率》

それぞれの開示債権の残高に対し、担保・保証額、貸倒引当金を設定している割合です。